

平成27年6月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成27年6月定例教育委員会会議録

1 日 時 平成27年6月4日（木）午後2時開議

2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室

3 日 程

- 1 開会
- 2 会期の決定
- 3 議事日程の決定
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 議案第11号 市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に係る意見聴取について
議案第12号 平成26年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について
議案第13号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱について
議案第14号 市川市社会教育委員の委嘱について
議案第15号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第16号 市川市博物館協議会委員の委嘱について
議案第17号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について
- 6 報告第9号 市川市立北方小学校屋内運動場新築工事請負契約に関する臨時代理の報告について
- 7 その他
- 8 閉 会

4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第11号 市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に係る意見聴取について
議案第12号 平成26年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について
議案第13号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱について
議案第14号 市川市社会教育委員の委嘱について
議案第15号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第16号 市川市博物館協議会委員の委嘱について
議案第17号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について
- 2 報告第9号 市川市立北方小学校屋内運動場新築工事請負契約に関する臨時代理の報告について

る臨時代理の報告について

- 3 その他 (1) 平成27年度市川市奨学生の決定について
追加
(2) 平成27年度中学生海外派遣事業について
(3) 平成27年度における教科書展示会について

5 出席者 田中 庸惠
五十嵐 芙美子
小林 正貫
平田 信江

6 欠席者 内田 茂男
平田 史郎

7 出席職員、職・氏名

教育次長	石田 有記
教育政策室長	永田 治
生涯学習部長	千葉 貴一
学校教育部長	山元 幸惠
教育政策課長	牛尾 進一
教育総務課長	板垣 道佳
就学支援課長	木村 泰子
青少年育成課長	小畔 春夫
社会教育課長	川野 修一
中央図書館長	大里 宗行
考古博物館長	須藤 治
義務教育課長	井上 栄
学校安全安心対策担当室長	小倉 貴志
指導課長	山田 浩一
保健体育課長	永田 博彦
教育センター所長	北川 喜照
こども政策部次長	市來 均
子育て支援課長	小松 朝美
教育施設課主幹	湯本 明男

8 事務局職員、職・氏名
教育総務課 主幹 室岡 稔

〃 主幹 根本 泰雄
〃 副主幹 宮内由美子
〃 副主幹 岡田 靖弘
〃 主任 大島 裕美

○ 教育長

それでは、ただいまから、平成27年6月定例教育委員会を開会いたします。議事日程に入ります前に、議事進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において五十嵐委員を指名いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、五十嵐委員、平田信江委員を指名いたします。それでは、議事の進行を五十嵐委員にお願いいたします。

○ 五十嵐委員

それでは、議案に入れます。議案第11号 市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に係る意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 子育て支援課長

市川市子ども・子育て会議委員について、平成27年7月1日付で新たに委員を委嘱することに関し、市川市子ども・子育て会議条例第4条の規定に基づき、貴教育委員会の意見を伺うものでございます。当会議は、「子ども・子育て支援新制度」の施行にあたり、子ども・子育て支援に関する事項、およびその他児童福祉に関する事項を調査・審議するため、平成25年7月より設置しております。今回、第一期委員が本年6月30日をもって任期満了となることから、第二期会議委員を委嘱するものです。任期は、平成27年7月1日から平成29年6月30日までの2年間とし、学識経験のある者、関係団体の推薦を受けた者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者、市民（公募）の5区分で、合計15名からなります。詳細は、配布資料の委員名簿をご参照いただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。私が一番先に言うのも何ですが、子育て支援の会議内容は多岐にわたると思うのですけれども、もちろん、この委員の中に虐待とかネグレクトとか障害のある子どもの問題とか、そういうことにとても長けている方というのも、もちろん入っていらっしゃるのでしょうか。すみません、一番先に質問して。

○ 子育て支援課長

委員の中で、関係団体の推薦を受けた五ノ井きよみさんが、児童委員協議会の中の主任児童委員さんということで、こちらの方が特に児童虐待関係に

については、見識が高い方と考えております。

○ 五十嵐委員

ありがとうございます。他に質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第11号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。こども政策部におかれましては、このあと会議があると伺っております。どうぞご退席ください。

【こども政策部職員 退席】

○ 五十嵐委員

次に、議案第12号 平成26年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議案の4ページをお願いいたします。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、平成26年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があるため、提案するものでございます。この点検・評価につきましては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることが求められておりますことから、5月定例教育委員会の議決を経まして、5月21日、学識経験者等で組織いたします「市川市教育振興審議会」に、教育委員会が実施した点検・評価に対する意見を求める諮問を行ったところでございます。この諮問に対し、5月28日に、審議会から答申がございましたことから、今回、その答申を踏まえまして、最終的な点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成したものでございます。なお、本来ならば、本報告書を議事日程と併せて委員の皆様へご送付しなければならないところでございますが、先ほども申し上げました通り、5月28日（木）に審議会より答申を頂戴いたしましたため、本報告書の郵送が、本会議の直前になってしまったこと、この場をお借りいたしまして、お詫びいたします。それでは、審議会の答申の概要についてご説明いたします。別冊の「点検・評価報告書（案）」の84ページをお願いいたします。本答申書は、教育委員会が諮問いたしました「教育委員会の点検・評価」に対する意見がまとめられたものでございまして、「答申」を記載した上、「審議経過」及び「答申の理由」並びに付帯意見としての「今後の施策の推進に関する意見」が記載されております。答申の結果でございますが、ご覧のとおり、教育委員会の点検・評価の結果は、概ね妥当とした

上で6つの施策について、評価結果の再考を求めております。再考を求める理由につきましては、87ページ以下の「答申理由」にございますが、こちらにつきましては、それぞれの施策のページごとに説明いたします。それでは、恐れ入りますが、前のページに戻りまして、12ページをお願いいたします。

1点目は、「施策1－1－4 体験活動の充実」において、現状は、目標値に達しているものの、平成25年度の現状値を下回っています。今後も参加者の満足度が低下する場合には、その原因を把握し施策の改善を図る必要があるとのご意見を頂戴いたしました。このことから、今後の対応に当該改善策を付記することが適当であるとの答申でございます。対応案でございますが、答申どおりに変更いたしまして、「3. 対応」に今後もコミュニティクラブ参加者の満足度が低下する場合には、その原因を把握し、施策の改善を検討すると加えたところでございます。続きまして、18ページをお願いいたします。

2点目は、「施策1－3－1 望ましい生活習慣を身に付ける取り組みの推進」において、本施策は、「家庭への啓発が課題である」とし、「家庭との連携を進める」としているが、その具体策は示されていない。家庭への啓発は、主に学校が発信する通知によることが想定されるが、異なる分野の方々の協力も得ながら、あらゆる機会を利用して啓発に努め、家庭との連携を進めることができると有効であるとのご意見を頂戴いたしました。このことから、今後の対応に当該改善策を付記することが適当であるとの答申でございます。対応案でございますが、答申どおりに変更いたしまして、「3. 対応」に健全な生活習慣の習得に向けて、栄養教諭が給食だよりに食育に加えて生活習慣の重要性を記載するなど、異なる分野の職員の協力も得ながら、あらゆる機会を利用して、家庭への啓発に努め、家庭との連携を進めると加えたところでございます。続きまして、25ページをご覧ください。

3点目は、「施策1－4－3 キャリア教育の推進」において、成果指標の現状は、平成25年度の現状値を下回っている。全てのニーズに対応することは困難な状況にあることであるが、生徒が具体的にやりたい仕事を自覚するためには、体験は重要であり、この現状も課題と考えられる。この課題を解消するためには、学校支援コーディネーターとの連携などにより、受入企業の開発を進める必要があるとのご意見を頂戴いたしました。このことから、今後の対応に当該改善策を付記することが適当であるとの答申でございます。対応案でございますが、答申どおりに変更し、「2. 課題」に中学校における職場体験はすべての生徒が具体的にやりたい仕事を自覚するための体験の場となっていないとし、「3. 対応」といたしまして、中学校における職場体験については、学校支援コーディネーターとの連携などにより、生徒が希望する職業の受入企業の開発に努めると加えたところでございます。続きまして、29ページでございます。

4点目は、「施策1－5－1 歴史や文化に関する教育の推進」において、本施策については、「地域への関心を高める工夫が

必要である」としているが、その具体策は示されていない。子どもの地域への関心を高めるには、文書だけに頼るのではなく、できる限り現物、实物に触れる体験が重要であると考えるとのご意見を頂戴いたしました。このことから、今後の対応に当該改善策を付記することが適当であるとの答申でございます。対応案でございますが、答申どおりに変更し、「3. 対応」に地域教材に直接ふれるなどの体験学習の充実に努めると加えたところでございます。続きまして、50ページをお願いいたします。5点目は、「施策2-4-2 家庭・地域と連携した学校の活性化」において、成果指標の現状値は、目標値を大きく下回っている。保護者は、PTA活動イコールPTA役員になることと認識していると考えられる。そこで、保護者に対し、PTA活動は、PTA役員になるという意味ではなく、授業参観に参加するなど学校に足を運ぶことも含まれること等を周知する等、保護者の意識を変える方策を検討する必要があるとのご意見を頂戴いたしました。このことから、今後の対応に当該改善策を付記することが適当であるとの答申でございます。対応案でございますが、答申どおりに変更し、「3. 対応」に保護者のPTA活動に対する意識を変える方策を検討すると加えたところでございます。54ページをお願いいたします。最後の、6点目でございます。重点事業「幼稚園教諭の研修の充実」の進捗は、参加者数が少なかったことを主な理由に、評価を「C」としております。しかしながら、その実績として、参加者数は少なかったものの、計画通り実施され、課題について共通認識を図ることができたことより、一定の成果が得られていると考えるとのご意見を頂戴いたしました。このことから、本事業の進捗は、「B 計画通り進め、効果が見られた」とすることが適当であるとの答申でございます。対応案でございますが、答申どおりに変更し、進捗の「C」を「B」に変更したところでございます。なお、この他に、報告書への記載への配慮といたしまして、公表することとなる点検・評価報告書の内容は、市民にわかりやすく、かつ、正確に伝えることが重要であるとのご意見を頂戴いたしました。対応案でございますが、施策の方向ごとに重点事業の点検を掲載し、施策ごとに、施策の評価の参考として、主要な関連事業を掲載することで、全体を整理いたしました。また、専門的な用語には、注釈をつけるなどいたしました。以上のとおり答申への対応は、答申に沿った修正をしたところでございます。最後に、今後の予定でございますが、本日、点検・評価報告書をご承認していただいた場合には、6月中旬頃、点検・評価報告書を議会に提出いたしますとともに、本市ホームページに掲載するなどの方法により、公表させていただきたいと考えております。以上、「平成26年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等」につきましてご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 小林委員

キャリア教育の推進のところで、25ページで中学生における職場体験が、十分に行われていなかったという判断ですけれども、今、具体的に中学生に行われている職場体験というのは、具体的にどんなことを、おおよそでいいですから、やられているか、ちょっと僕は分からないので、教えていただけますか。

○ 指導課長

詳しい資料が手元にありませんので、私の知っている限りのこと、お答えをさせていただきます。近隣の商店であるとか、近隣の自営業の所に行って、実際にその業務を体験するといったようなこともありますし、あるいは、少し大きな会社になりますけれども、そちらの方に赴いて、そちらの業務を体験させていただくこともあります。実際に例えればイオンとかで、実際に業務に関わってみるとか、あるいは、病院ですとか施設の方に赴いて、その指導者、職員の方々と一緒に指導にあたるといった事を体験するのが現状であると把握しております。以上でございます。

○ 小林委員

それでは、今後、それでは足りないことということで、どういうことを付け加えるとか、例えば、保育園とか幼稚園、それから介護施設とか。そういうふうな所で、子ども達を体験させるのもいいのじゃないかと思うのですけれども。先ほどちょっと、病院というお話が出てきましたが、これからどのように対応を考えていらっしゃるのですか。まだそこまでは考えていらっしゃらないのですか。

○ 教育政策課長

会議の席でお話が出たのは、やはり人数の制限とか、期間の制限とか色々ありますし、100パーセントその希望する所にはなかなか難しいという、お話の中に出たのは、第一、第二、第三希望位まで聞いて、その中で受け入れ企業を探していくということを、お話を聞きました。やはり受け入れをしてくれる企業との窓口というのですか、その辺が、なかなか開拓するのが難しいというのがありましたので、学校支援コーディネーター、要は地域の方で、コーディネートするコーディネーターの方がいらっしゃいますので、その方のネットワークを通じて、新しい受け入れ企業を開拓するのはどうかというようなご意見を頂戴いたしました。以上でございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。よろしいですか。学校で苦労して、実際は行われているのですよね。その他はございますか。質疑がないようですので、議案第12号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第13号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

資料は5ページから7ページでございます。本審議会につきましては、幼児教育の振興充実について、市長または教育委員会の諮問に応じ調査、審議をしていただいているところでございます。その委員構成につきましては、7ページにございます通り、1号委員から4号委員、合わせまして13名となっております。今回の委嘱の理由でございますが、本審議会委員のうち学識経験者でございます議会推薦の稻葉健二委員から、議員の改選の関係で辞任願の提出がありましたことから、これを承認するとともに、それに伴い新たに議会に推薦依頼を行いましたところ、議会から後任委員の推薦がございましたので、これを委嘱するものでございます。委嘱予定者につきましては、資料6ページにあります通り、中村よしお議員を推薦するということでございました。今回の委嘱予定の委員の任期につきましては、平成27年6月定例教育委員会、今回の議決のあった日から、前任者の残任期間でございます平成27年7月6日までとなっております。また、本年7月7日以降につきましてもあわせて推薦を受けておるところでございますが、新たな任命部分につきましては、ほかの委員の任命とあわせまして、改めて7月の定例会でお伺いする予定でございます。説明は以上でございます。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第13号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第14号 市川市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 社会教育課長

お手元の議事日程の8ページから10ページをお願いいたします。市川市の社会委員につきましては、市川市の社会教育・生涯学習の推進について、その方策や方針について、ご意見をいただき、必要に応じて諸計画や答申等をお願いしているものでございます。今回の委嘱につきましては、社会教育委員の役職変更に伴いまして、3名の委員が解嘱となることから、市川市社会教育委員設置条例第2条第1項等の規定によりまして、新たに、3名の委員

の方を委嘱するものでございます。9ページをお願いします。第1号委員学校教育の関係者、前市川市立第六中学校校長、丸山 賢治委員を解嘱しまして、新たに、塩浜学園市川市立塩浜中学校・小学校校長、渡邊 晴美氏を委嘱するものでございます。次に、第2号委員、社会教育の関係者、前市川市PTA連絡協議会事務局長、ハリス貴子委員を解嘱しまして、市川市PTA連絡協議会会长長、立原 光彦氏を委嘱するものでございます。そして、第4号委員、学識の経験のある者、前市川市議会環境文教委員長、田中 幸太郎氏を解嘱しまして、市川市議会環境文教委員長、石原 みさ子氏を委嘱するものでございます。解嘱につきましては、今回の定例教育委員会の議決のあった前日。委嘱につきましては、今回の定例教育委員会のあった日とするものでございます。任期につきましては、前任者の残りの期間であります平成28年9月30日となります。説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、議案第14号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第15号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 社会教育課長

議事日程の11ページ、12ページをお願いいたします。公民館運営審議会は、社会教育法第29条で、公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものでございます。今回、市川市公民館運営審議会委員の任期が満了となったことに伴いまして、「市川市公民館の設置及び管理に関する条例」第13条の規定に基づきまして、新たな委員の委嘱が必要なことから、提案させていただくものでございます。委嘱委員につきましては、12ページの委嘱委員一覧（案）をご覧ください。委嘱委員の内訳ですが、学校教育関係者であります1号委員が3名。社会教育関係者であります2号委員が3名、家庭教育関係者であります3号委員が2名、学識経験であります4号委員が2名で、合計で10名となります。任期につきましては、本委員会議決ののち、現任期満了日から2年間とさせていただきます。説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか

か。質疑がないようですので、議案第15号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第16号 市川市博物館協議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 考古博物館長

お手元の議事日程 13 ページ、14 ページをご覧ください。市川市博物館協議会委員は、考古博物館長の諮問機関として定めているもので、今回、任期満了に伴いまして、「市川市立博物館の設置及び管理に関する条例」第 10 条の規定に基づき、新たな委員を委嘱するものでございます。委員の構成は 14 ページをご覧いただきますと、第 1 号委員といたしまして、学校教育関係者 2 名、第 2 号委員といたしまして、社会教育関係者 3 名、第 3 号委員といたしまして、学識経験者 10 名の合わせて 15 名で構成いたしております。任期につきましては平成 27 年 7 月 5 日より 2 年間、平成 29 年 7 月 4 日までという予定でございます。よろしくご審議の程お願ひいたします。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 小林委員

色々と審議会、協議会の委員の方、例えば今回の博物館協議会委員の方、年に何回位会議を開いていらっしゃるのか。

○ 考古博物館長

通常は年に 2 回の会議を予定しております。

○ 小林委員

大体、年に 2 回で終わりなのですね。

○ 考古博物館長

はい。

○ 小林委員

ありがとうございました。

○ 五十嵐委員

きっと他はまた違う回数だったり、中身もそれぞれ審議会とか違うと思います。よろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、議案第16号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第17号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱についてを議題いたします。提案理由の説明を求めます。

○ 義務教育課長

資料は、15、16 ページでございます。提案理由ですが、本審議会条例第4条第1項に定める委員、12名全員の任期が平成27年7月3日で満了となるため、新たな委員の委嘱を提案するものとなります。16ページの「委員案」をご覧ください。最初に、議会推薦の第1号委員ですが、桜井様、久保川様ともに、初めての委嘱となります。続いて、学識経験者の第2号委員ですが、6名のうち5名は再任の提案ですが、青少年相談員連絡協議会より推薦頂きました、堀様は初めての委嘱となります。次に、校長会推薦の第3号委員です。両校長先生とも、再任の提案となります。最後に、第4号委員ですが、森田様は再任、中野様は初めての委嘱提案となります。なお、本委員の委嘱につきましては、本年7月4日より平成29年7月3日までの2年間となっております。以上、委員の委嘱につきまして、ご審議よろしくお願ひいたします。

○ 五十嵐委員

今、通学区域審議会で課題になっていることとか、審議される内容というものはどんなことですか。

○ 義務教育課長

昨年度までは、塩浜小中学校の学区のことが中心になっておりました。そして、並行して昨年、そして今年度も中心の議題になってまいりますのは、いわゆる指定学校の変更、これが非常に多くなっておりまして、学校の適正規模を維持するために、どのような条件を加えていくかといったことを、条件の見直しについて、色々とご意見を聴取する機会が増えていくこともございます。以上でございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。厳しくするのですか。

○ 義務教育課長

適正規模を維持、子ども達の安心安全を担保するという部分もございますので、希望通りということになりますと、バランスが崩れるものですから、結果的にはそういった傾向にあります。以上でございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。他に質疑はございませんか。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、議案第17号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、報告に入ります。報告第9号 市川市立北方小学校屋内運動場新築工事請負契約に関する臨時代理の報告について説明してください。

○ 教育総務課長

はい、教育総務課長です。本日は、教育施設課長不在のため、代わって説明をさせていただきます。5月27日に、教育長が臨時代理をさせていただきましたので、その内容について、ご報告いたします。はじめに、17ページをご覧ください。本案件は、「市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により契約の承認を市議会へ提案するものですが、市長より教育委員会に対して意見聴取があり、教育長が臨時に代理をいたしましたので報告するものでございます。資料19ページをお願いいたします。工事名、市川市立北方小学校屋内運動場新築工事、工事場所、市川市北方町4丁目1356番地の1、請負金額は3億9,420万円です。契約方法は、総合評価一般競争入札、契約相手方、千葉県市川市宮久保3丁目20番16号、大誠建設株式会社代表取締役 石井誠一、工事概要、鉄骨造、地上2階建、建築面積996.58平方メートル、延床面積1,049.04平方メートルでございます。次に、21ページをお願いいたします。工期でございますが、工事着手は、6月議会の議決後7日以内、完成は、平成28年3月4日を予定しております。次に資料22ページをお願いいたします。入札の結果でございますが、入札年月日は、平成27年4月3日、入札方法は、総合評価一般競争入札。予定価格、4億305万6千円。入札結果は、3社が入札に参加し、入札の結果、予定価格内で評価値がもっとも高い、大誠建設株式会社が、落札となつたものでございます。落札者の経歴でございますが、市内の主な工事の実績といたしましては、平成26年度に「市川市営霊園管理事務所の新築工事」、平成24年度、25年度に「市川市保健センター耐震補強・改修工事」を行っております。最後に資料23ページから25ページでございますが、案内図、配置図、平面図、立面図がございます。説明は以上でございます。なお、質疑につきましては、教育施設課職員から答弁させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 平田信江委員

今回の工事、こちらは工期が28年3月4日ということなのですけれども、

今ある体育館を壊してではなくて、新しく作って、作り終わってから古い方を壊してということで、おそらくこの後、解体が入って、それからまた遊具の移設とか、校庭の砂の入れ替えとか、長い期間だというのは、お伺いしているのですけれども、もちろん北方小学校の子ども達の安全には配慮して工事されると思うのですが、向かい側に市川学園がございまして、大きなグランドもありまして、市川学園のバスも、バス停もあるので、すごく出入りもあるんですね。そういう関係で工事の逐一報告とか、変更があった場合に市川学園の方にもお話をいくようになっておりますか。

○ 教育施設課職員

おっしゃっていただいたように逐次その辺、変更が出た場合なのですけれども、市川学園の方には報告がいくような形にはなっております。また、加えて何か大きな変更があった場合には、学校を含めてですが、PTAの方とか保護者の方にもお伝えしていくような形だと思います。

○ 平田信江委員

わかりました。大きな工事車両が入るときは、おそらく子ども達が学校に来ない夏休みだとか、土曜日曜を使うと思うのですけれども、市川学園は土日も子ども達が勉強しに来たりしているので、連携を取ってもらえると、すごく北方小と市川学園が色々な面で交流を持たせていただけていているので、その辺を配慮していただけると。

○ 教育施設課職員

はい、その辺は十分に配慮させていただきたいと思います。

○ 平田信江委員

ありがとうございます。

○ 五十嵐委員

よろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、報告第9号を終了いたします。続きましてその他に入ります。(1) 平成27年度市川市奨学生の決定についてを説明してください。

○ 就学支援課長

恐れ入りますが、議事日程資料26ページをご覧ください。平成27年度市川市奨学生選考委員会を5月21日に開催し、奨学生の選考について答申を受けましたので、ご報告申し上げます。はじめに、奨学資金制度の概要から簡単に触れさせていただきたいと思います。まず、目的につきましては、経済的な理由等により高等学校又は高等専門学校の修学が困難な者に対し、奨学資金制度を設けることにより、教育の機会均等を図るものでございます。主な支給要件といたしましては、経済的理由により修学困難な者、出身中学校長又は在学高等学校長若しくは在学高等専門学校長の推薦者、奨学生選考委員会の選考を経て教育委員会が決定した者、等でございます。支給額につき

ましては、国公立、月額9千円、私立、月額1万5千円でございます。今年度の応募状況につきましては、180人から応募があり、予算額を超える状況となりました。奨学生の人数は、市川市奨学資金条例第3条により、予算の範囲内と定められておりまことから、奨学生選考委員会におきまして、学力や家計の状況等、総合的にご審議いただきました結果、奨学生136人及び補欠者10人の選考について、答申を受けたものでございます。奨学生として選考されました136人の状況につきまして、まず支給額でございますが、予算額が、平成27年度1,861万2千円に対しまして、1,850万4千円でございます。学力の状況につきましては、5段階評価の平均として3.96、家計の状況につきましては、保護者の平均年収として約265万円でございます。報告は以上でございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。何か質問はございますか。例えば、支給ができない方から他にどのような奨学制度がありますか、とかそういう質問はないのですか。

○ 就学支援課長

奨学金の支給が出来なかった方につきましては、他制度の日本政策金融公庫の教育ローンなどを紹介させていただいております。

○ 五十嵐委員

よろしいですか。次に（2）平成27年度中学生海外派遣事業についてを説明してください

○ 指導課長

平成27年度中学生海外派遣事業について、5月定例教育委員会で概要をご説明させていただいておりますが、派遣日程と参加者及び引率者が決定いたしましたのでご報告いたします。お手元の追加資料、その他（2）指導課をご覧ください。今年度の事業日程は7月18日（土）から8月1日（土）までの14泊15日で実施いたします。生徒の応募状況でございますが、本年度は、1年生は男子3名・女子11名の計14名、2年生は男子7名・女子23名の計30名、3年生は男子2名・女子4名の計6名で、1、2、3年生合わせて合計50名の応募がございました。ちなみに昨年度は46名の応募がありました。本年度はこれらのうち、各学校の推薦に基づいて、3年生、男子2名・女子4名、2年生、男子1名・女子9名、合計16名を派遣生徒と決定いたしました。引率者としては、市川市立第一中学校の中村敏弥校長を団長に、市川市立第四中学校の持田春樹教頭、市川市立高谷中学校の岩崎裕美教諭の3名が引率いたします。すでに5月23日に派遣生徒及び保護者への説明会を終了し、生徒及び引率教員は、出発まで毎週末に語学研修やドイツの歴史・文化について学習し、ドイツについての課題研究と訪問先の学校で行う日本文化

や市川市についての発表の準備を進めているところでございます。派遣期間中は、現地の家庭にホームステイをして、現地の学校への体験通学などにより、学習、交流を行ってまいります。16名の親善大使が、このドイツへの派遣によりドイツの文化を肌で感じ、コミュニケーション能力や国際感覚を身につけ、日本文化の良さを再発見するなど、将来、市川市の国際交流活動の担い手として活躍してくれることを願っております。以上でございます。

○ 五十嵐委員

何か質問はございますか。気を付けて行かれることを祈っております。次に（3）平成27年度における教科書展示会についてを説明してください。

○ 指導課長

お手元の追加資料、その他（3）指導課をご覧ください。平成27年度の教科書展示会は、現在使用している小・中学校の教科書、及び平成28年度使用の中学校、特別支援学校および特別支援学級の教科書見本を展示する予定となっております。展示会の期間は6月19日から7月5日までと、7月22日から8月30日までの2回の開催としております。時間はいずれの期間も10時から17時まで、場所は生涯学習センター3階の市川市文学ミュージアム資料室です。以上でございます。

○ 五十嵐委員

何か質問はございますか。よろしいでしょうか。全体を通してございますか。

○ 教育長

私の方から、要望といいますか、検討していただきたいということで、発言をいたします。今日の議案でございますけれども、議案の第13号から議案の第17号まで、各委員会、協議会等の名簿が載っている訳ですけれども、名簿の項目がそれぞれ同じ教育委員会でありながら、年齢が書かれているもの、住所が省かれているもの、同じ所管部署でありながら、統一が取れていないという根拠がそれがあるのならば構いませんけれども、何の根拠も無いのであれば、統一した方が望ましいというふうに考えられますので、これは関係部署において、ご検討いただければとそのように思っております。以上です。

○ 五十嵐委員

他に。よろしいでしょうか。それでは、教育長お願ひいたします。

○ 教育長

本日の議事は以上でございます。これをもちまして、平成27年6月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後2時51分閉会)